

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)	
地域名 (地域内農業集落名)	西川北地区 (西川北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、当地区においては地域の担い手(中心経営体)は確保できている。
・向江原字の農地については、鳥獣被害が発生しているため対策が必要である。
・農道の整備や、圃場によっては水が不足しているため対策が必要である。
・将来的には、若手の担い手を中心に生産組合を立ち上げて、機械の共同利用など経営の効率化を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区の農地利用については、5年ほどは担い手の確保できるが、それ以降については規模拡大を目指す地元の中心経営体を主に集積し、かつ集約化を目指していくほか、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
・米主体の作付地域であるため、更に売れる米づくりや販路の検討に取り組んでいく。また、加工用米や飼料用米等のほか、裏作による飼料作物の増産にも取り組んでいく。
・若手の担い手を中心に生産組合等の立ち上げを検討し、機械の共同利用など効率的な経営につながるよう関係機関と連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地域内農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当地区については、規模拡大を目指す地元の中心経営体へ60%以上の農地の集積に向け取り組んでいく。 ・将来的には、若い担い手同士の話し合いにより農地の集約化を目指していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として農地をすべて機構に貸し付けていく。また、借受者も集約化に繋げるため、利用権を交換しやすくするために原則としてすべて機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大型機械で作業が行えるよう、パイプライン化を含む圃場整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・規模拡大を目指す中心経営体への集約を図るなど育成の取り組みを進めながら、関係機関との連携により営農意欲のある新たな就農者の受け入れを促進して地域農業の担い手として育成・確保に取り組む。 ・若手の担い手を中心に生産組合を立ち上げて、機械の共同利用などに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA出資型法人や農作業受委託法人を活用しながら農作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害を受けている農地については、関係機関と協議しながら、地域活動を通して対策を講じていく。
 ⑦自分達の農地は自分達で守っていくという意識づくりのため、多面的機能支払交付金制度を活用して、耕作者も耕作者以外の方も共同で集落全体で維持管理に取り組んでいく。
 ⑧大型機械で作業が行えるよう、パイプライン化を含む圃場整備も検討していく。